

⑥いざというときに備えて

<互助会で取り扱っている保険の種類と保障内容>

区 分	保 障 内 容				
	死亡	ケガ		病 気	
		入院	通院・手術	入院	通院・手術
互助会グループ保険	○	○	○ 【任意・手術のみ】	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】
全国市長会任意共済保険	○	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】
医療保険	○	○	○ 【手術のみ】	○	○ 【手術のみ】
団体傷害保険	○ (ケガ)	○	○	○ 【任意】	○ 【任意】

※ その他、団体扱いにより給与から保険料を控除できる各種生命保険・損害保険があります。

※ 会員の住宅等を対象にした、全国都市職員災害共済会の火災共済もあります。

種別	概 要	
互助会 グループ保険 [担当] 互助会 福利係	グループ保険とは	会員本人及びその家族の方の、死亡・高度障害に備えて加入する掛け捨て式の保険です。互助会独自の相互扶助制度で、審査がなく告知だけで加入できます。希望により、総合医療保険を付加することができます。
	募集時期	毎年5月中旬頃
	保険期間	8月1日から翌年の7月31日までの1年間（以後、自動更新）
	配当金	1年ごと剰余金があれば還付があります。
	保障内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。
	保険料の給与控除	8月の給与から控除します。
	退職後の取扱い	50歳以上70歳までの方で、退職時まで継続してグループ保険に5年以上加入している方は、退職後も70歳まで保険契約（本人500万円、200万円または100万円、配偶者300万円、200万円または100万円）に加入することができます。 なお、退職時に総合医療保険に加入されている方は、グループ保険にセットすることもできます。
全国市長会 任意共済保険 [担当] 互助会 福利係	全国市長会任意共済保険とは	会員本人及びその家族の方の、死亡・高度障害に備えて加入する掛け捨て式の保険です。希望により、医療保障保険・三大疾病サポート保険を付加することができます。
	募集時期	毎年2月頃
	保険期間	6月1日から翌年の5月31日までの1年間（以後、自動更新）
	配当金	1年ごと剰余金があれば還付があります。
	保障内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。
	保険料の給与控除	6月の給与から控除します。
退職後の取扱い	在職中から加入していた方は、退職後も70歳まで保険契約（本人1,000万円、800万円または500万円、配偶者800万円、600万円または500万円、子ども400万円）に加入することができます。 なお、退職時に医療保障保険・3大疾病サポート保険に加入されている方は、全国市長会任意共済保険にセットすることもできます。	
医療保険 (団体扱い) [担当] 互助会 福利係	医療保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。会員本人及びその家族の方が、病気や不慮の事故で入院、手術をしたときなどの医療費負担の軽減を目的とした保険です。
	募集時期	毎年6月初旬頃
	保険期間	終身
	保険料	加入時または更新時の年齢等により決定します。
	保険料の給与控除	8月の給与から控除します。
がん治療保険 (団体扱い) [担当] 互助会 福利係	がん治療保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。
	募集時期	毎年6月初旬頃
	保険期間	8月1日から10年間で、満了後は自動更新します。
	保険料	加入時または更新時の年齢等により決定します。
保険料の給与控除	8月の給与から控除します。	

種別	概要																						
団体傷害保険 [担当] 互助会 福利係	団体傷害保険とは	会員本人及びその家族の方が、事故により通院・入院・死亡・高度障害になったとき、また日常生活において他人に損害を与え、法律上の賠償責任が生じたときに備えるための保険です。 また、オプションをつけることで、病気に備えることができます。																					
	募集期間	毎年7月頃																					
	保険期間	8月1日から翌年の7月31日までの1年間（以後、自動更新）																					
	補償内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。																					
	保険料の給与控除	10月の給与から控除します。																					
	請求先	広島市流通センター（株） TEL（082）277-6121																					
公務員賠償 責任保険 [担当] 互助会 福利係	公務員賠償責任保険とは	公務に起因する住民訴訟または民事訴訟が起きた場合の裁判費用を補償するための保険です。																					
	募集時期	毎年8月下旬～9月初旬																					
	保険期間	10月1日から翌年の10月1日までの1年間（以後、自動更新）																					
	補償内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。																					
団体扱い 生命保険 [担当] 互助会 福利係	団体扱い生命保険とは	会員が下記の生命保険会社と契約をし、その保険料の振込みについて団体扱いを希望する場合には、互助会が毎月の給与から保険料を控除し、一括して保険会社に払い込みます。会員の保険料納付の手間が省け、保険の種類によって、一般の月掛け保険料に比べ若干の割引が得られる特典があります。																					
	団体扱いの加入の手続き	会員が生命保険会社と保険契約したうえで、保険会社が定める団体扱いに加入する旨の書類（「団体扱加入通知書」等）に所属名・職員番号・氏名などを正確に記入し、契約会社（保険外交員）に提出してください。職員番号に誤りがある場合は、給与控除が一切できませんのでご注意ください。この場合、「団体扱加入通知書」等の「代表者または事務取扱責任者の確認印」は、後日保険会社から互助会あてに送付された際に互助会で押印するため不要です。なお、給与控除は原則として加入申込月の翌月または翌々月から開始されます。																					
	解約・変更の手続き	団体扱いを解約または変更しようとするときには、会員（加入者）が直接保険会社または当該会社の保険外交員に連絡してください。 事務処理上、保険料は解約・変更月の翌月または翌々月まで控除されます。 なお、解約後控除された保険料は、後日保険会社から直接会員に返金されます。																					
	休職の手続き	病休・育休等で無給となる月から団体扱いができなくなります。 直接保険会社または当該会社の保険外交員に連絡したうえで、個人で直接保険会社に保険料を支払ってください。 また、復帰の際に再び団体扱いを希望する場合も、直接保険会社または当該会社の保険外交員に連絡し所定の手続きを行ってください。																					
	配当金	配当金を現金受取とする契約を団体扱いにした場合、配当金は互助会から会員の口座に振り込みます。																					
	指定生命保険会社	<令和2年5月1日現在> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>アクサ生命</td> <td>朝日生命</td> <td>アフラック生命</td> </tr> <tr> <td>メットライフ生命</td> <td>簡易生命保険</td> <td>ジブラルタ生命</td> </tr> <tr> <td>日本教育公務員弘済会</td> <td>ジブラルタ（旧エジソン）生命</td> <td>住友生命</td> </tr> <tr> <td>ソニー生命</td> <td>太陽生命</td> <td>第一生命</td> </tr> <tr> <td>ジブラルタ（旧スター）生命</td> <td>日本生命</td> <td>富国生命</td> </tr> <tr> <td>プルデンシャル生命</td> <td>マニユライフ生命</td> <td>大樹生命</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命</td> <td>東京海上日動あんしん生命</td> <td></td> </tr> </table> ※ 簡易保険については、取り扱いが異なります（加入・脱退については、互助会へ申込書を提出）のでご注意ください。詳細については、互助会福利係までお問い合わせください。	アクサ生命	朝日生命	アフラック生命	メットライフ生命	簡易生命保険	ジブラルタ生命	日本教育公務員弘済会	ジブラルタ（旧エジソン）生命	住友生命	ソニー生命	太陽生命	第一生命	ジブラルタ（旧スター）生命	日本生命	富国生命	プルデンシャル生命	マニユライフ生命	大樹生命	明治安田生命	東京海上日動あんしん生命	
	アクサ生命	朝日生命	アフラック生命																				
メットライフ生命	簡易生命保険	ジブラルタ生命																					
日本教育公務員弘済会	ジブラルタ（旧エジソン）生命	住友生命																					
ソニー生命	太陽生命	第一生命																					
ジブラルタ（旧スター）生命	日本生命	富国生命																					
プルデンシャル生命	マニユライフ生命	大樹生命																					
明治安田生命	東京海上日動あんしん生命																						
団体扱い 損害保険 [担当] 互助会 福利係	団体扱い損害保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。 自動車保険・火災保険・積立ファミリー交通傷害保険の保険料を、毎月給料から控除して保険会社に払い込みます。																					
	契約手続き	取扱代理店である、広島市流通センター㈱へ連絡し、加入手続きを行ってください。 （広島市流通センター㈱ TEL082-277-6121）																					

種別	概要																																																																																																							
<p>全国都市職員 災害共済会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>[担当] 互助会 福利係</p> </div>	<p>○ 全国都市職員災害共済会火災共済とは</p> <p>1 火災共済</p> <p>(1) 火災共済金</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛込み、上層階の他人の住居からの水漏れによる損害を受けた場合、火災共済金を支払います。</p> <p>● 1口当たりの掛金額・補償額・補償額の最高限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">契約の種類</th> <th style="text-align: center;">掛金額(年額)</th> <th style="text-align: center;">補償額</th> <th style="text-align: center;">補償額の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造</td> <td style="text-align: center;">1口当たり 300円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1口当たり 50万円</td> <td style="text-align: center;">建物 4,000万円(80口)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">耐火造</td> <td style="text-align: center;">1口当たり 200円</td> <td style="text-align: center;">動産 2,000万円(40口) 合計 6,000万円(120口)</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 短期掛金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">契約の種類</th> <th colspan="11" style="text-align: center;">短期契約掛金額(1口当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1ヶ月</th> <th style="text-align: center;">2ヶ月</th> <th style="text-align: center;">3ヶ月</th> <th style="text-align: center;">4ヶ月</th> <th style="text-align: center;">5ヶ月</th> <th style="text-align: center;">6ヶ月</th> <th style="text-align: center;">7ヶ月</th> <th style="text-align: center;">8ヶ月</th> <th style="text-align: center;">9ヶ月</th> <th style="text-align: center;">10ヶ月</th> <th style="text-align: center;">11ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造</td> <td style="text-align: center;">25円</td> <td style="text-align: center;">50円</td> <td style="text-align: center;">75円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> <td style="text-align: center;">125円</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">175円</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">225円</td> <td style="text-align: center;">250円</td> <td style="text-align: center;">275円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">耐火造</td> <td style="text-align: center;">17円</td> <td style="text-align: center;">34円</td> <td style="text-align: center;">51円</td> <td style="text-align: center;">68円</td> <td style="text-align: center;">85円</td> <td style="text-align: center;">102円</td> <td style="text-align: center;">119円</td> <td style="text-align: center;">136円</td> <td style="text-align: center;">153円</td> <td style="text-align: center;">170円</td> <td style="text-align: center;">187円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 共済金の算出方法</p> <p>建物、動産別に次の計算式により共済金を算出します。 損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ </div> <p>※再取得価額</p> <p>木造 50万円×延建坪＝再取得価額 耐火造 70万円×延建坪＝再取得価額 動産 動産標準評価表による再取得価額を基準とし、最高2,000万円を限度として実際に所有する価額まで。</p> <p>(2) 風水雪害共済金(600万円限度)</p> <p>風災(台風、突風又は旋風等。ただし、砂塵・塩分又は煤煙等による損害を除く。)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、共済金を支払います。</p> <p>● 共済金の算出方法</p> <p>物件の再取得価額に対する損害額の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支払額を乗じて得た額を支払います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">損害の割合</th> <th style="text-align: center;">被災物件に係る共済契約1口当たり支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全部</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/2以上</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3以上</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1/3未満</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <p>臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金、失火見舞費用共済金、災害死亡共済金</p> <p>2 風水雪害特約</p> <p>(1) 風水雪害特約共済金(2,400万円限度)</p> <p>風水雪害特約を契約すると、風災、水災、雪災により、建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、風水雪害特約共済金と基本部分である火災共済の風水雪害共済金とを併せて支払います。</p> <p>● 掛金額</p> <p>木造・耐火造の区別なしに一律1口当たり150円ですが、火災共済契約に附帯して同口数契約となります。(特約のみの契約はできません。)</p> <p>● 短期掛金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">契約の種類</th> <th colspan="11" style="text-align: center;">短期契約掛金額(1口当たり)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1ヶ月</th> <th style="text-align: center;">2ヶ月</th> <th style="text-align: center;">3ヶ月</th> <th style="text-align: center;">4ヶ月</th> <th style="text-align: center;">5ヶ月</th> <th style="text-align: center;">6ヶ月</th> <th style="text-align: center;">7ヶ月</th> <th style="text-align: center;">8ヶ月</th> <th style="text-align: center;">9ヶ月</th> <th style="text-align: center;">10ヶ月</th> <th style="text-align: center;">11ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">風水雪特約</td> <td style="text-align: center;">13円</td> <td style="text-align: center;">26円</td> <td style="text-align: center;">39円</td> <td style="text-align: center;">52円</td> <td style="text-align: center;">65円</td> <td style="text-align: center;">78円</td> <td style="text-align: center;">91円</td> <td style="text-align: center;">104円</td> <td style="text-align: center;">117円</td> <td style="text-align: center;">130円</td> <td style="text-align: center;">143円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	掛金額(年額)	補償額	補償額の最高限度	木造	1口当たり 300円	1口当たり 50万円	建物 4,000万円(80口)	耐火造	1口当たり 200円	動産 2,000万円(40口) 合計 6,000万円(120口)	契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)											1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円	耐火造	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円	損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額	全部	50,000円	1/2以上	25,000円	1/3以上	15,000円	1/3未満	3,000円	契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)											1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	風水雪特約	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円
契約の種類	掛金額(年額)	補償額	補償額の最高限度																																																																																																					
木造	1口当たり 300円	1口当たり 50万円	建物 4,000万円(80口)																																																																																																					
耐火造	1口当たり 200円		動産 2,000万円(40口) 合計 6,000万円(120口)																																																																																																					
契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)																																																																																																							
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月																																																																																													
木造	25円	50円	75円	100円	125円	150円	175円	200円	225円	250円	275円																																																																																													
耐火造	17円	34円	51円	68円	85円	102円	119円	136円	153円	170円	187円																																																																																													
損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額																																																																																																							
全部	50,000円																																																																																																							
1/2以上	25,000円																																																																																																							
1/3以上	15,000円																																																																																																							
1/3未満	3,000円																																																																																																							
契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)																																																																																																							
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月																																																																																													
風水雪特約	13円	26円	39円	52円	65円	78円	91円	104円	117円	130円	143円																																																																																													

種別	概要										
	<p>●共済金の算出方法 建物、物産別に次の計算式により得られた額を支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\frac{\text{損害額}}{\text{(再取得価額を基準として算出した額)}} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ </div> <p>※ 上記計算式により得られた算出額と損害額及び契約金額を比較し、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を支払います。 ただし、風水雪害共済金と併せて風水雪害特約共済金をお支払いする場合は、共済金の合計額は損害額が限度となります。</p> <p>(2) その他 臨時費用共済金、残存物片付費用共済金</p> <p>3 見舞金</p> <p>(1) 地震災害見舞金（組合員が現に居住する物件についてのみ支払対象） 地震・噴火（地震による津波及び火災を含む。）により建物又は物産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、物件の再取得価額に対する損害額の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。（100万円限度）</p> <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>損害の割合</th> <th>被災物件に係る共済契約1口当たり支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>1/2以上</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>1/3以上</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1/3未満</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 交通災害給付金 組合員が日本国内の交通による災害で、死亡又は入院した場合、次により支給します。</p> <p>① 交通災害死亡弔慰金 契約口数に1口当たり7,500円を乗じて得た額を支給します。（30万円限度）。</p> <p>② 交通災害入院見舞金 契約口数に1口当たり2,500円を乗じて得た額を支給します（10万円限度）。</p> <p>(3) 死亡弔慰金 組合員が病気等により死亡した場合、契約口数に1口当たり5,000円を乗じて得た額を支給します。（20万円限度）</p>	損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支給額	全部	10,000円	1/2以上	7,000円	1/3以上	5,000円	1/3未満	2,000円
損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支給額										
全部	10,000円										
1/2以上	7,000円										
1/3以上	5,000円										
1/3未満	2,000円										
	<p>○ 契約できる建物と動産 組合員及び扶養親族が所有する建物・動産 (建物のみ、動産（家財）のみの契約も可、借家の場合、動産のみ契約が可能) ※店舗・カーポート・自動車等を除く。</p>										
	<p>○ 加入手続き</p> <p>【新規加入（随時受付）】 新規加入希望者は「火災共済契約申込書」に記入・押印のうえ、掛金を添えて、互助会窓口へ提出してください。 (毎月月末締切→翌月1日から契約発効) ※ 保険期間は契約開始月から3月31日までとなります。</p> <p>【継続加入】 既加入者へ毎年1月下旬頃継続加入申込書を送付します。 共済掛金の払い込みは、次のとおりとなります。</p> <p>① 職員 → 3月期末手当から控除 ② 非常勤職員 → 所定の振込用紙による払い込み。</p>										
	<p>○ 割戻金 毎年度決算において火災共済事業の剰余金が生じた場合には、法定準備金等を控除した剰余金を契約口数に応じて割戻し、これを出資金に振り替え充当します。 ※ 出資金は退職後に加入者の口座に振り込みます。 ※ 令和2年度割戻金の額（毎年度金額は変更となります。）</p> <p>(1) 火災共済基本契約1口当たりの割戻金の額 木造：45円、耐火造：60円 (2) 火災共済風水雪害特約契約1口当たりの割戻金の額 40円</p>										